

日本誕生物語

— 日本最古の正史『日本書紀』から探る —

北川 和 秀

1. 古代における歴史書編纂

- ① 皇太子（聖徳太子）・嶋大臣（蘇我馬子）、共に議りて、天皇記及び国記、臣連伴造くにのみやつこもあまりや、そとのをあはせ、おほみたらどももどつふみししる。（日本書紀 推古二八是歳） 620
- ② 蘇我臣蝦夷等、誅されむとして、悉に天皇記・国記・珍宝を焼く。船史恵尺、即ち疾く、焼かるる国記を取りて、中大兄に奉献る。（日本書紀 皇極四・六・一二） 645
- ③ 天皇、大極殿に御して、川嶋皇子・忍壁皇子・広瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首に詔して、帝紀及び上古の諸事を記し定めしめたまふ。大嶋・子首、親ら筆を執りて以て録す。……（日本書紀 天武一〇・三・一七） 681
- ④ 臣安萬侶言す。……是に、天皇（天武）詔りたまひしく、「朕聞く、『諸家の費て帝紀と本辞と、既に正実に違ひ、多く虚偽を加へたり。』今の時に当りて其の失を改めずは、幾年も経ずして其の旨滅びなむとす。斯れ乃ち、邦家之経緯、王化之鴻基なり。故、惟みれば、帝紀を撰び録し、旧辞を討ね竅め、偽を削り実を定めて、後葉に流へむと欲ふ」とのりたまひき。時に舍人あり。姓は稗田、名は阿礼、年は廿八。人となり聡明くて、目に度り口に誦み、耳に払るれば心に勒す。即ち、阿礼に勅語して、帝皇日継と先代旧辞とを誦習はしめたまひき。然あれども、運移り世異りて、未だ其の事を行ひたまはずき。
（古事記 序文前半） 天武朝
- ⑤ 十八の氏大三輪・雀部・石上・藤原・石川・巨勢・膳部・春日・上毛野・大伴・紀伊・平群・羽田・阿倍・佐伯・采女・穂積・阿曇。に詔して、其の祖等の墓記を上進らしむ。
（日本書紀 持統五・八・一二） 691
- ⑥ 和銅四年九月十八日に、臣安萬侶に詔して、稗田阿礼が誦める勅語の旧辞を撰び録して献上らしむといへれば、謹みて詔旨の随に、子細に採り撫ひぬ。……并せて三巻を録して、謹みて献上る。臣安萬侶、誠に惶き誠に恐まり、頓々首く。
（古事記 序文後半） 712
- ⑦ 畿内と七道との諸国の郡・郷の名は、好き字を着けしむ。その郡の内に生れる、銀・銅・彩色・草・木・禽・獸・魚・虫等の物は、具に色目を録し、土地の沃瘠、山川原野の名号の所由、また、古老の相伝ふる旧聞・異事は、史籍に載して言上せしむ。
（続日本紀 和銅六・五・二） 713

⑧ 従六位上紀朝臣清人、正八位下三宅臣藤麻呂に詔して、くわにふみ国史を撰せしめたまふ。

(続日本紀 和銅七・二・一〇) 714

⑨ これ是より先、一品舍人親王、みことのり勅を奉けたまはりて、日本紀を修む。こし是に至りて功成りて奏上さしあぐ。紀卅卷系図一卷なり。(続日本紀 養老四・五・二一) 720

西暦	年号	天皇	執政	事項
六二二	推古二八	推古	蘇我馬子	【①天皇記・国記編纂】 聖徳太子没
六二二	古二八			
六二二	三〇			
六二二	三一			
六二四	三二			
六二五	三三			
六二六	三四			
六二七	三五		蘇我蝦夷	蘇我馬子没
六二八	三六			推古天皇没
六二九	元	舒明		
六四一	皇極一三	皇極		
六四二	元			
六四三	元			
六四四	元			
六四五	元			
六四六	元			
六四七	元			
六六三	天智三	天智		白村江の戦い。百濟滅亡
六六四	元			
六六五	元			
六六六	元			
六六七	元			
六六八	元			
六六九	元			
六七〇	元			
六七一	元			
六七二	元			
六七三	元			
六七四	元			
六七五	元			
六七六	元			
六七七	元			
六七八	元			
六七九	元			
六八〇	元			
六八一	元			

大化改新【②天皇記・国記焼ける】

白村江の戦い。百濟滅亡

近江大津宮に遷都

藤原鎌足没

天智天皇没

壬申の乱。飛鳥浄御原宮に遷都

【③史書編纂開始】

七二二	七二二	七二一	七二〇	七一九	七一八	七一七	七一六	七一五	七一四	七一三	七一二	七一〇	七〇九	七〇八	七〇七	七〇六	七〇五	七〇四	七〇三	七〇二	七〇一	七〇〇	六九九	六九八	六九七	六九六	六九五	六九四	六九三	六九二	六九一	六九〇	六八九	六八八	六八七	六八六	六八五	六八四	六八三	六八二																		
																					養	靈											和	慶	大	文											持	朱										
																					老	龜											銅	雲	宝	武											統	鳥										
七	六	五	四	三	二	元	二	元	七	六	五	四	三	二	元	四	三	二	元	三	二	元	四	三	二	元	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	元	元	四	三	二	一																	
																					元正												元明												文武												持統	
長屋王		藤原不比等										石上麻呂		多治比島										高市皇子																																		
太安麻呂没		養老律令成立										平城京に遷都		大宝律令を制定 大宝律令を施行										藤原宮に遷都		飛鳥浄御原律令施行										天武天皇没		八色の姓を制定										【④稗田阿礼への下命もこの前後か】										
																					【⑨日本書紀撰進】。八月、藤原不比等没 当代一流の学者達に褒美を与える										【⑥古事記編纂の下命】		【⑦風土記撰進の詔】 【⑧紀清人等に国史を編纂させる】										【⑤十八氏に墓記を提出させる】															

2. 記紀成立対照表

書名	文章	巻数	成立年	完成	経過	材料	発端	
書名の意味は、古 <small>いにしえ</small> の <small>こと</small> を記した書物ということか。	漢字のみで記載されているが、文章は和文的。	全三巻。上巻は神代、中巻は神武天皇、応神天皇、下巻は仁徳天皇、推古天皇。ただし、下巻の途中からは伝承も歌謡もなく、歴代天皇の基本データのみ。	和銅五年（七一二）に成立。平城遷都の二年後。	天武天皇と稗田阿礼の仕事を受けて、阿礼の誦習していた内容を太安万侶が文章化。	天武天皇崩御により一時中断。天武崩後二十五年を経た和銅四年九月に元明天皇の命により再開。	帝紀と旧辞。	天武朝（六七二〜六八六）に、天武天皇の命によって稗田阿礼とともに作業を進める。	古事記
書名の意味は、漢書・後漢書等に対しての日本書の、紀・伝のうちの紀のみということか。	正格な漢文を主とし、口語的・俗語小説的・仏典に用いられる表現も含む。	全三十巻。神代から持統天皇までを収録（古事記で巻末に当たる推古天皇紀は書紀では第二十二巻）。時代が降るほど記事は詳細になる。	養老四年（七二〇）に成立。古事記成立の八年後。	舍人親王（天武の皇子）が代表者として完成。編纂には当代一流の多数の学者が参画したであろう。	持統五年（六九一）に十八氏族に命じて先祖の記録を提出させる。編纂担当者も随時追加か。	個人の日記や外国史料まで含む多数の史料を使用。	天武十年（六八一）に、天武天皇が川島皇子以下十二名に命じた史書編纂がその初めとされる。	日本書紀

3. 日本書紀の名義（書名の由来）

① 「日本書」＋「紀」と考えられる。

② 中国の正史の名は、『漢書』、『後漢書』、『魏書』、『隋書』などのように、王朝名＋「書」。「日本書」の「日本」は王朝名ではなく、国名であるが、中国の正史に倣ったものである。

③ 中国の正史は紀伝体で書かれている。紀伝体は、「本紀（皇帝の一代記）」、「列伝（個々の人物の伝記や、異民族の解説）」、「志（天文や地理など、分野別の歴史）」、「表（年表など）」などで構成されるが、日本書紀は歴代天皇の紀のみで構成されている。それで、「日本書」の「紀」の意で、『日本書紀』と命名されたのであろう。

4. 国号「日本」の成立時期

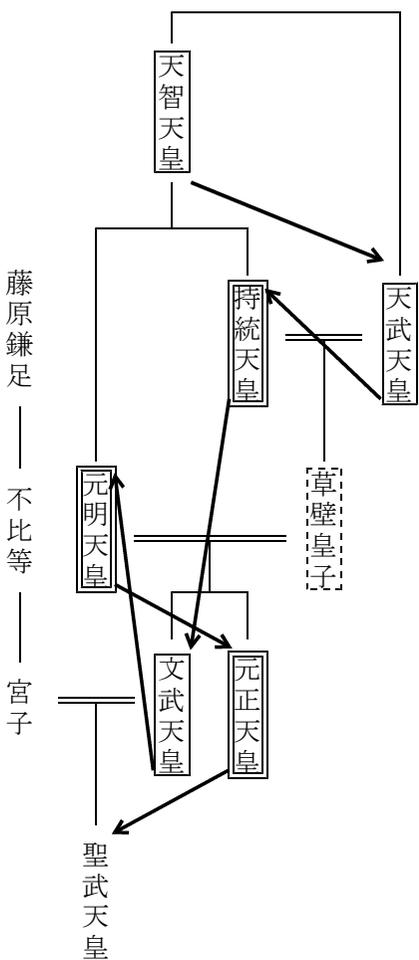
① 古く、中国や朝鮮は日本を「倭」と呼んできた。「魏志倭人伝」（三世紀末）や、「好太王碑」（四一四年）など。また日本も中国に出した国書には「倭国王」（五世紀）と記した。

② しかし、推古朝に隋に送られた国書（六〇七年）には、「日出ずる処の天子、書を日没する処の天子に致す。恙無しや」とあり、「倭」と称していない。

③ いつ「日本」という国号が成立したのかは定かではないが、持統三年（六八九）の飛鳥浄御原律令施行の頃、または大宝元年（七〇二）の大宝律令成立の頃かと考えられている。

④ 中国に「日本」という国号が承認されたのは、『旧唐書』『新唐書』の記述から、大宝二年（七〇二）の遣唐使派遣の折であったと考えられる。

5. 関係系図



6. 日本書紀に見える上毛野氏

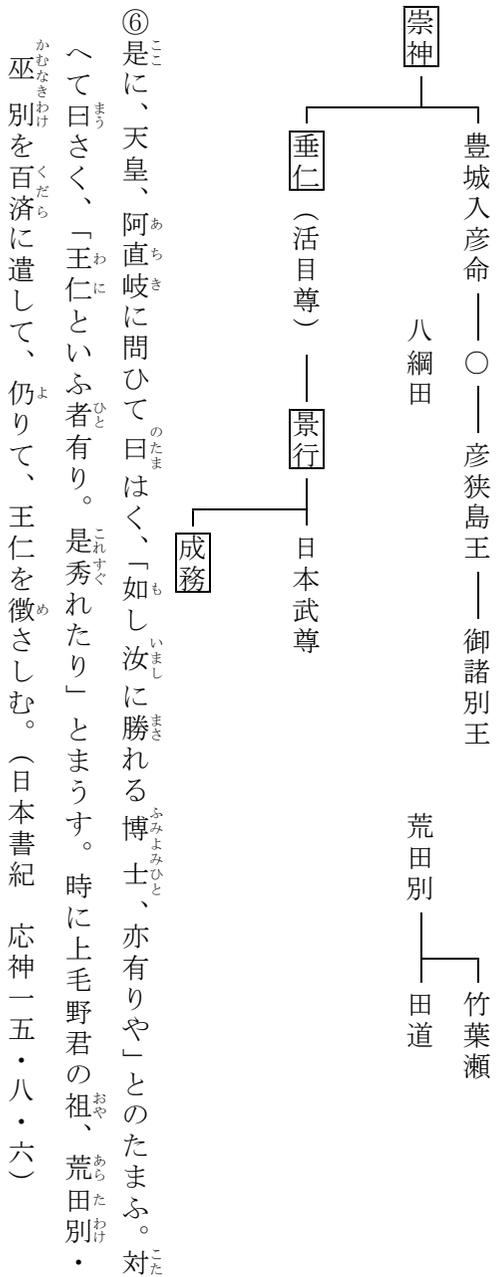
① 天皇、豊城命・活目尊に、勅して曰はく、「汝等二の子、慈愛共に齊し。知らず、曷をか嗣とせむ。各夢みるべし。朕夢を以て占へむ」とのたまふ。二の皇子、是に、命を被りて、浄沐して祈みて寐たり。各夢を得つ。会明に、兄豊城命、夢の辞を以て天皇に奏して曰さく、「自ら御諸山に登りて東に向きて、八廻弄槍し、八廻撃刀す」とまうす。弟活目尊、夢の辞を以て奏して言さく、「自ら御諸山の嶺に登りて、縄を四方に縋へて、粟を食む雀を遂る」とまうす。則ち天皇相夢して、二の子に謂りて曰はく、「兄は一片に東に向けり。当に東国を治らむ。弟は是悉く四方に臨めり。朕が位に継げ」とのたまふ。(日本書紀 崇神四八・一・一〇)

② 活目尊を立てて、皇太子としたまふ。豊城命を以て東を治めしむ。是上毛野君・下毛野君の始祖なり。(日本書紀 崇神四八・四・一九)

③ 即ち近き県の卒を発して、上毛野君の遠祖八綱田に命せて、狭穂彦を撃たしむ。(日本書紀 垂仁五・一〇・一)

④ 彦狭島王を以て、東山道の十五国の都督に拜けたまふ。是豊城命の孫なり。然して春日の穴咋邑に到りて、病に臥して薨りぬ。是の時に、東国の百姓、其の王の至らざることを悲びて、竊に王の戸を盗みて、上野国に葬りまつる。(日本書紀 景行五五・二・五)

⑤ 御諸別王に詔して曰はく、「汝が父彦狭島王、任さす所に向ること得ずして早く薨りぬ。故、汝専東国を領めよ」とのたまふ。是を以て、御諸別王、天皇の命を承りて、且に父の業を成さむとす。則ち行きて治めて、早に善き政を得つ。時に蝦夷騒ぎ動む。即ち兵を挙げて撃つ。時に蝦夷の首帥足振辺・大羽振辺・遠津闇男辺等、叩頭みて来り。頓首みて罪を受ひて、尽に其の地を献る。因りて、降ふ者を免して、服はざるを誅ふ。是を以て、東、久しく事無し。是に由りて、其の子孫、今に東国に有り。(日本書紀 景行五六・八)



⑦新羅朝 貢らず。夏五月に、上毛野君の祖竹葉瀬を遣して、其の闕 貢を問はしめたまふ。是の道路の間に白鹿を獲つ。乃ち還りて天皇に献る。更に日を改めて行く。俄ありて、且重ねて竹葉瀬が弟田道を遣す。(日本書紀 仁徳五三)

⑧蝦夷、叛けり。田道を遣して撃たしむ。則ち蝦夷の為に敗られて、伊時水門に死せぬ。時に從者有りて、田道の手纏を取り得て、其の妻に与ふ。乃ち手纏を抱きて縊き死ぬ。時人、聞きて流涕ぶ。是の後に、蝦夷、亦襲ひて人民を略む。因りて、田道が墓を掘る。則ち大蛇有りて、目を発瞋して墓より出でて咋ふ。蝦夷、悉に蛇の毒を被りて、多に死亡ぬ。唯一二人免るること得つらくのみ。故、時人の云はく、「田道、既に亡にたりと雖も、遂に讎を報ゆ。何ぞ死にたる人の知無からむや」といふ。

(日本書紀 仁徳五五)

⑨蝦夷叛きて朝です。即ち大仁上毛野君形名を拝して、將軍として討たしむ。還りて蝦夷の為に敗たれて、走げて壘に入る。遂に賊の為に囲まる。軍衆悉に漏せて城空し。將軍迷ひて所如を知らず。時に日暮れぬ。垣を踰えて逃げむとす。爰に方名君の妻歎きて曰はく、「懐きかな、蝦夷の為に殺されむとすること」といふ。則ち夫に謂りて曰はく、「汝が祖等、蒼海を渡り、万里を跨びて、水表の政を平けて、威武を以て後葉に伝へたり。今汝頓に先祖が名を屈かば、必ず後世の為に嗤はれなむ」といふ。乃ち酒を酌みて、強ひて夫に飲ましむ。而して親ら夫の劍を佩き、十の弓を張りて、女人數十に令して弦を鳴さしむ。既にして夫更に起ちて、仗を取りて進む。蝦夷以為はく、軍衆猶し多なりとおもひて、稍に引きて退く。是に、散けたる卒更に聚ひて、亦振旅ふ。蝦夷を撃ちて大きに敗りて、悉に虜にす。(日本書紀 舒明九是歳) 637

⑩前將軍上毛野君稚子・間人連大蓋、中將軍巨勢神前臣詛語・三輪君根麻呂、後將軍阿倍引田臣比羅夫・大宅臣鎌柄を遣して、二万七千人を率て、新羅を打たしむ。(日本書紀 天智二・三) 663

⑪天皇、大極殿に御して、川嶋皇子・忍壁皇子……大錦下上毛野君三千……に詔して、帝紀及び上古の諸事を記し定めしめたまふ。……

(日本書紀 天武一〇・三・一七) 681

⑫大三輪君・大春日臣……上毛野君……車持君……下毛野君・佐味君……池田君……凡て五十二氏に、姓を賜ひて朝臣と曰ふ。(日本書紀 天武一三・一一・一) 684

⑬十八の氏大三輪・雀部・石上・藤原・石川・巨勢・膳部・春日・上毛野・大伴・紀伊・平群・羽田・阿倍・佐伯・采女・徳積・阿曇。に詔して、其の祖等の墓記を上進らしむ。

(日本書紀 持統五・八・一三) 691

記紀卷次対応表

天皇	古事記	日本書紀		
(神代)	上巻	巻1 (神代・上)	β	
		巻2 (神代・下)		
1. 神武	中巻	巻3		
2. 綏靖・3. 安寧・4. 懿徳・5. 孝昭 6. 孝安・7. 孝霊・8. 孝元・9. 開化		巻4		
10. 崇神		巻5		
11. 垂仁		巻6		
12. 景行・13. 成務		巻7		
14. 仲哀		巻8		
(神功皇后)		* 神功の項は立てず		巻9
15. 応神				巻10
16. 仁徳		下巻	巻11	
17. 履中・18. 反正			巻12	
19. 允恭・20. 安康	巻13			
21. 雄略	巻14			
22. 清寧・23. 顕宗・ 24. 仁賢	巻15			
25. 武烈	巻16			
26. 継体	巻17			
27. 安閑・28. 宣化	巻18			
29. 欽明	巻19			
30. 敏達	巻20			
31. 用明・32. 崇峻	巻21	α		
33. 推古	巻22			
34. 舒明	巻23	β		
35. 皇極	巻24	α		
36. 孝徳	巻25			
37. 斉明	巻26			
38. 天智 (×39. 弘文)	巻27	β		
40. 天武	巻28 (天武・上)			
	巻29 (天武・下)			
41. 持統	巻30			